・育児休業支援手当金チェックチャート
・パパママ育休プラス制度に係る補足

令和8年 10 月作成

「育児休業手当金・支援手当金請求書　兼　育児休業等掛金免除申出書」（初回）の追加要素である「育児休業支援手当金」、「パパママ育休プラス制度」について以下により請求の有無を確認してください。

＜対象期間・金額について＞
　以下の育児休業支援手当金チェックチャートから請求可能となった場合は、「育児休業手当金・支援手当金請求書 兼 育児休業等掛金免除申出書.Excel データ」のシート名「支援手当金　対象確認・請求金額等算定表」に組合員の休業情報を入力し請求期間・金額を算出のうえ、請求書に記載してください。

★育児休業支援手当金チェックチャート

請求者　**女性**組合員の場合

配偶者（夫）が
育児休業を**取得している。**

Yes

配偶者（夫）が、子の出生日から 56 日を経過する日の翌日までの期間に通算して 14 日以上の育児休業を取得している。

No　　**Yes**

No

配偶者（夫）は、育児休業を取得して育児休業給付を受給可能な労働者である。

No　　**Yes**

※育児休業を事業主に拒まれた。
※任命権者に承認されなかった。

請求可能

請求対象外

請求可能

状況に応じた添付書類

〇自営業やフリーランスなど雇用される労働者ではない。

①世帯全員の続柄が記載された住民票記載事項証明書の写し

②配偶者の直近の課税証明書の写し（事業所得の記載を確認します）

〇無職である。

①世帯全員の続柄が記載された住民票記載事項証明書の写し

②子の出生日の翌日時点で退職していることが分かる書類の写し

〇配偶者がいない。

ひとり親家庭の福祉医療費助成制度の受給者証の写し

または、戸籍謄（抄）本

添付書類なし

請求書の育児休業支援手当金の請求部分は空欄で提出してください。

必要な添付書類

①世帯全員の続柄が記載された住民票記載事項証明書の写し
②配偶者（夫）の育児休業の取得期間を証する書類の写し

その他

その他の場合は、(3-1)「配偶者が配偶者育児休業等をすることができないことの申告書」を参照してください。
特別な状況、やむを得ない理由などは
育休手当金担当まで相談ください。☎077-528-4554

請求者　**男性**組合員の場合

子の出生日から、56 日を経過する日の翌日までの期間に通算して 14 日以上の育児休業を取得している。

No　　**Yes** → 請求可能

必要な添付書類

母子健康手帳（出生届済証明のページ）の写し
または、世帯全員の続柄が記載された住民票記載事項証明書の写し

No → 請求対象外

請求書の育児休業支援手当金の請求部分は空欄で提出してください。

★パパママ育休プラス制度に係る補足

パパママ育休プラスとは、父母ともに育児休業を取得する場合、請求者の育児休業手当金を受けとれる期間が、子が１歳２か月に達する日まで延長される制度です。（本来は１歳誕生日の前日まで）

ただし、支給期間の上限は、産後休暇も含めて１年間です。

女性組合員、男性組合員のポイントについて、以下により確認して下さい。

※対象外の場合は、育児休業手当金請求書のパパママ育休プラスの該当に☑しないようにお願いします。

女性組合員は、ほとんどのケースで対象外になります。

対象にならない理由としては、出産後、産後休暇から引き続いて子が１歳に達する日までの育児休業を取得されるため、１歳の時点で支給期間の上限（１年間）に達するからです。　下図の母

対象になる方は、子が１歳に達する前に復職し、子が１歳から１歳２か月に達する日までの期間に再度育児休業を取得している方になります。

配偶者（妻）が育児休業を取得している男性組合員が、以下に該当する場合は、パパママ育休プラス制度の対象となり、支給期間が１歳２か月までになります。

A：子の１歳の誕生日をまたいで育児休業を取得するとき（支給期間の上限は１年間）　下図の父②、③

B：子の１歳の誕生日から育児休業を取得するとき　下図の父①

C：子の１歳の誕生日から１歳２か月までに再度育児休業を取得するとき

＜支給期間の例　斜線部が育児休業手当金の支給期間＞

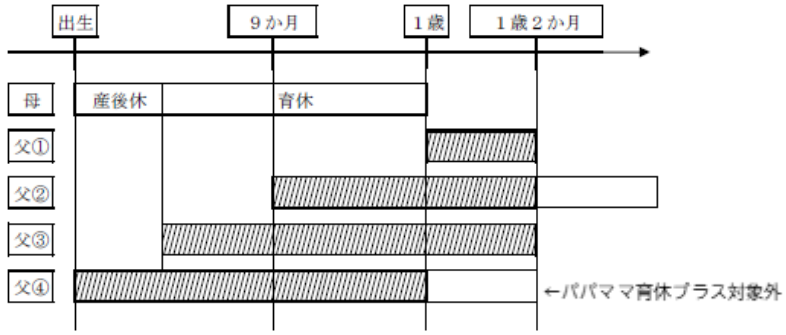

～育児休業の分割取得時～

同月内に分割する場合は、２行に分けて記入してください。

異なる月に再取得する場合は、「育児休業手当金・支援手当金請求書 兼 育児休業等掛金免除申出書」を再度提出してください。

公立学校共済組合滋賀支部　資格給付係　077-528-4554